

家族割引

(低圧電気供給実施要綱)

2026年2月16日実施

家族割引

目次

本	則	1
1	適用条件	1
2	実施要綱の変更	1
3	受付期間	3
4	契約の成立および契約期間	3
5	料金の適用期間	3
6	料金	4
7	契約の廃止または契約種別の変更	5
8	その他	5
附	則	7
別	表	8

本 則

1 適用条件

この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがこの実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 3（受付期間）に定める期間中に、お客さままたはお客さまのご家族（二親等以内といたします。以下「ご家族」といいます。）を電気の使用とする電気供給実施要綱〔低圧〕のよりそう、でんき（東京エリア）（以下「よりそう、でんき」といいます。）での電気の使用の申込み（当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更される場合を除きます。）をされ、かつ、2026年5月31日時点でよりそう、でんきで契約中であること。
- (2) お客さままたはご家族が別表（実家等）に定める実家等として申出される需要場所が、2026年5月31日時点で低圧電気供給実施要綱のよりそう＋eねっとバリュー、よりそう＋ファミリーバリュー、よりそう＋ナイト&ホリデー、よりそう＋スマートタイム、よりそう＋おひさまeバリュー、よりそう＋シーズン&タイム、よりそう＋ナイト12、よりそう＋ナイト8、よりそう＋ナイト10、よりそう＋ナイトS、よりそう＋サマーセーブ、よりそうB季節別電灯、よりそうCスノー&ホームもしくは選択約款の時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯S、ピークシフト季節別時間帯別電灯または季節別高負荷率電灯（以下「割引対象契約」といいます。）で契約中であること。

2 実施要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であって

も、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 受付期間

受付期間は、2026年2月16日から2026年3月31日までといたします。

4 契約の成立および契約期間

- (1) この実施要綱による契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、この実施要綱による契約が成立した日から、2026年7月の検針日の前日までといたします。

5 料金の適用期間

料金の適用期間は、2026年5月の検針日から2026年7月の検針日の前日までといたします。

なお、3（受付期間）に定める期間中に、よりそう、でんきでの電気の使用の申込み（当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更される場合を除きます。）をされた場合で、お客さまと当社との協議によって適用期間を定める場合があります。

6 料 金

- (1) 適用期間における割引対象契約の料金は、割引対象契約の低圧電気供給実施要綱または選択約款によって算定された金額（以下「割引前料金」といいます。）から、(2)によって算定された金額（以下「割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。
- (2) 割引額は、各月の基本料金として算定された金額といたします。ただし、低圧電気供給実施要綱のよりそう+ナイトS（以下「よりそう+ナイトS」といいます。）および選択約款の時間帯別電灯S（以下「時間帯別電灯S」といいます。）については、次のとおりといたします。

イ よりそう+ナイトS

1月につき次の金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、半額といたします。

(イ) よりそう+ナイトS4（契約電力および契約容量）(1)により契約電力を定める場合

a 契約電力が6キロワット以下の場合

1 契約につき	2,261 円 60 銭
---------	--------------

b 契約電力が6キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の10キロワットまで	3,223 円 00 銭
上記をこえる1キロワットにつき	501 円 60 銭

(ロ) よりそう+ナイトS4（契約電力および契約容量）(2)により契約容量を定める場合

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,667 円 60 銭
---------	--------------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,376 円 00 銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭

ロ 時間帯別電灯 S

1 月につき次の金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は、半額といたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,667 円 60 銭
---------	--------------

(ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,376 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭

(3) 割引額が当月の割引前料金を上回る場合は、割引額は、当月の割引前料金にとどめるものといたします。

また、割引対象契約の各月の料金算定期間内に契約容量の変更がある場合、契約容量変更前は変更前の契約容量、契約容量変更後は変更後の契約容量により算定した金額といたします。

7 契約の廃止または契約種別の変更

割引適用後に需給契約が廃止または契約種別が変更された場合は、当該月分の割引額を低圧電気標準約款 22（日割計算）に基づき日割り計算をしてえた金額を割引額といたします。

8 その他

- (1) お客さままたはご家族が別表（実家等）に定める実家等として申出される需要場所は、1 需要場所のみといたします。
- (2) 当社が必要とする場合には、お客さままたはご家族が申出される需要場所が実家等であることを証明できるものを提示していただくことがあります。
- (3) 虚偽の申込みにより、この実施要綱の適用を受けていることが明らかになった場合は、当社は、既に適用した割引額と同額（以下「精算額」とい

います。)を精算いたします。この場合、精算額は、原則として、虚偽の申込みが明らかになった日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて申し受けます。

- (4) その他の事項については、低圧電気標準約款および割引対象契約の低圧電気供給実施要綱または選択約款によるものといたします。

附 則（実施期間）

この実施要綱は、2026年2月16日から2026年7月31日までを実施期間といたします。

別 表

実 家 等

実家等とは、居住を目的に、お客さままたはご家族が世帯主として住民票に登録されている住所をいいます。